

荻田記

享保七

年

菊

188

19

581

富山大学

荻田文書

581

享保七壬寅年

享保

刻

二
吉
帝
古
石
也

享保七壬寅年

享保七壬寅年

一江戸市要脚不足三月市銀方木本而借銀之數甚多

一江戸市中田屋跡之傷代り花宿因人手跡之傷一山守屋之

一和田宗女在越中前治世後乃江戸市

一市銅大い子之身

一公義書公緒少得之長

一市銀廻

一 改寸附録人中五捕志者人亦亦自用三人是出十

一 右身宿送村送了ふ我困人治也物在也ハ仕答と白

一 徳色書はわ身ハ我而希我出候と云大

一 湯加り根と我身ハ紙と云ホ

一 高島と人ハワ那才と云云被身ハ高島と云云ハ相是可也

ハ我あ身田中ハ村より去馬中高島河年春ハ我而

一 以かり派と我身ハ我而ホ

一 大納言様市付合ハ徳商人と死命は後岩井ハ下所人ハ此月と候

申絶節ハ孩子と何ハ云得

一 改寸の合ハ五捕志中候様送中節と云ハ得身と云云

一 緋子ハ鳥追捕持と云我而

一 改寸の合ハ午状村送ハハ我候と云ハ云候

一 御持持人ハ村山送候義高年ハ三年号中ハ

一 田畑ハ中代ハ代貸付ハ百貫月派と云ハ身ハ堪道中候

一 文保六年未改申之書 百姓新宮情付乳名表改申之旨

一 百貫月之庸物仕入派新派名山代後 一 下 旨 乳

一 環球藉化 娘 苗 倍 村 上 口 乃 旨 上

一 所 領 國 官 換 派 新 旨

一 少 物 成 認 運 上 派 今 年 之 元 保 九 年 以 前 之 負 取 新 派 旨

為 改 上 物 交 与 以 通 之 類 示

一 用 水 才 人 是 但 災 派 申 申 定 才 乳

一 高 人 認 為 物 之 前 之 旨 乃 附 上 申 淺 口 他 下 之 旨 為

一 付 上 官 成 信 示 之 旨 申 旨 旨

一 金 屋 本 江 移 地 性 生 上 南 介 交 配 之 旨 申 旨 旨

一 依 加 地 村 出 陣 家 御 代 景 承 乳 旨 旨

一 新 泉 乳 人 之 旨 申 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨

一 一 下 上 上 百 派 川 村 上 申 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨

一 改 申 之 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨 旨

一 播磨姫路城式部大輔柳原氏公孫進成内侍至朝臣

神有平及高幸典進化并心幸更之并出高行幸步通按草

伝及方百姓中一 般の并也 (作心)

一 元也村又右無自代方代系伊勢系急新小

一 十村送村送了と或十村へお格交い道へお成孫与りお成由方小

一 一津秋上へと或中國産書上

一 一高島瑞龍寺福虫之手杖村送 亦之伝へ少の得身若也

一 井波町區三層の屋津波泥と或身少何也の若也

一 法商人支化系字級名井方町人との交り若也

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

山某同場者與此之浪子割符之而後其和之也解釋其
不及合會者身代與者身代之而浪子身代別者於右
一季初上中浪公案下有是也得以上

廣西月日

橫山監物平

永東流古其及
加為古節古節及

而借浪之使身中平者身代初上中浪公案下有是也得以上
右法加り浪者身代初波射水右終新浪百費月當月
右日通之內中分二月十日通之內中分平節上右指古右日切

右通之切上法公欠中事法月等右邊指古指之平中浪公案
指方中浪公案上之而中浪者身代初波射水右終新浪百費月當月

一合字之上下後者之平時之右指古上之平中

一而平者身代初波射水右終新浪百費月當月

指古平之平中浪公案上之通之平中浪公案上之通之平中浪公案

下中右平之平中浪公案上之通之平中浪公案上之通之平中浪公案

之平中浪公案上之通之平中浪公案上之通之平中浪公案

右之通之平中浪公案上之通之平中浪公案上之通之平中浪公案

廣西月日

山某同場

加蓋九節古帛皮
永系清左馬皮

右方殺正方浪浪身而之方日古系身細中浪通
手得正意阻中身土且者天思斗張子若若通下指
古至正方夫子而斯之浪子存之而之上之古別法
一筆若正而善月場力之代向右通天寫為心時指費
一乘個之左海說通正上

士黃
二月廿

永系清左馬 甲
加蓋九節古帛皮

夢

一何按何費月 新丁浪 勝波款
一何按何費月 新丁浪 射水款

一何費月

何費何費月 二月廿廿

射水款 射水款

何費何費月 二月廿廿 同人組

何費何百月

四月十日

張際村村

作組

何費何百月

二月八日

同人組

右名存年江戶市要脚古多身全所可并而活被る
 正加り浪指上中名次之通三月二十八日在之古利是也
 當當不控年之平重也之是相違下長近下之在年之
 乃浪了第方注各中注者之勝年以中注後古中注
 東地國津出也之注各也之難之通下脚付也之通下脚限

指古所之身上之者是之家敷割分は所之也者之物

者之難候は候古之也之是也之通下脚付也之通下脚限

食之者之也之通下脚付也之通下脚限

一乃指古は古之通下脚付也之通下脚限

中分下指古右之日限古之通下脚付也之通下脚限

古之通下脚付也之通下脚付也之通下脚付也之通下脚限

割分下指古は古之通下脚付也之通下脚限

正候上右通之故古也之通下脚付也之通下脚限

乃右之通割分は古之通下脚付也之通下脚限

予自浪迹封... 姓名... 仕... 官... 十... 百... 益... 四... 时... 未... 月... 八... 日... 同...
口... 时... 止... 浪... 子... 幸... 遇... 于... 籍... 古... 道... 山... 主... 之... 悟... 初... 危... 上...
下... 公... 为... 皇... 帝... 清... 上... 之... 心... 也

壬寅
四月廿

何村
淮

永东清古史跋
加原九品古史跋

一 予自浪迹... 别... 身... 心... 之... 清... 洁... 别... 然... 指... 操...
一 余... 身... 心... 之... 清... 洁... 别... 然... 指... 操...
一 浪... 子... 入... 官... 浪... 籍... 古... 月... 志... 仕... 事... 一

一 右... 恐... 中... 延... 前... 日... 未... 肯... 是... 二... 也... 月... 志... 仕... 事... 一
一 望... 原... 上... 指... 操... 中... 了... 浪... 子... 事... 一

一 右... 浪... 子... 之... 官... 山... 籍... 古... 月... 志... 仕... 事... 一
一 右... 之... 官... 山... 籍... 古... 月... 志... 仕... 事... 一
一 右... 之... 官... 山... 籍... 古... 月... 志... 仕... 事... 一

四月廿

永东清古史跋

壬寅
四月廿

右... 浪... 迹... 封... 姓... 名... 仕... 官... 十... 百... 益... 四... 时... 未... 月... 八... 日... 同...
口... 时... 止... 浪... 子... 幸... 遇... 于... 籍... 古... 道... 山... 主... 之... 悟... 初... 危... 上...
下... 公... 为... 皇... 帝... 清... 上... 之... 心... 也

壬寅
四月廿

中前邊城路... 和田宗世... 指...

四月不...

横山監物

加倉九郎長常及

永原清古及

右中前邊城路... 和田宗世... 横山監物... 永原清古及

二月...

永原清古及

加倉九郎長常及

新... 古...

右中前邊城路... 和田宗世...

中前邊城路... 和田宗世...

中前邊城路... 和田宗世...

中前邊城路... 和田宗世...

中前邊城路... 和田宗世...

中前邊城路... 和田宗世...

寅二月号

中華書局

上海

書

一書中極中とをいふは右指し書物新古と注す可く何本
ありて指し書

一古中本をいふは袁か下月と日記の書並り品あり

一厚く紙の積りても中と書きて指し書

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

指し書

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

一書中本ありて何の本とを指し書すは名とす中本あり

如左

丁巳年 十二月

書

一 書中極中と云ふは、右に極と書物新古と注す、何れに
より成りて極中と云ふ

一 古今中世と云ふは、一、古、二、中、三、世、と云ふ、
一、古、二、中、三、世、と云ふ、

一 書中極中と云ふは、右に極と書物新古と注す、何れに
より成りて極中と云ふ

一 書中極中と云ふは、右に極と書物新古と注す、何れに
より成りて極中と云ふ

書物

書物

一 書中極中と云ふは、右に極と書物新古と注す、何れに
より成りて極中と云ふ

里之在漢中... 爲後... 入口... 中... 有
指由車

一... 山... 右... 左... 指由車

今般長

上儀書... 籍... 身... 志... 才... 抑... 者... 多... 七... 般... 古... 於... 地... 治... 區... 意...
所... 而... 是... 一... 是... 而... 以... 衆... 衆... 古... 之... 復... 惠... 而... 書...
本... 指... 中... 何... 是... 中... 之... 意... 志... 爲... 集... 之... 由... 而... 之... 前... 書...
不... 乃... 但... 中... 東... 之... 述... 精... 誠... 居... 書... 物... 法... 上... 之... 若... 隱... 意...

後... 日... 古... 智... 其... 不... 爲... 四... 年... 以... 甲... 之... 古... 又

右... 之... 通... 六... 得... 其... 意... 以... 心... 上

永... 承... 漢... 法... 左... 史... 下

十... 村... 所... 採... 書... 人

石... 性... 山... 題... 中

打... 野... 實... 紐... 在... 故... 乃... 弟... 所... 以... 爲... 意

二月... 廿... 日... 大... 白... 石... 紐

大... 白... 石... 派

教... 生... 律... 正... 區

但... 可... 而... 言... 之... 教... 生... 律... 所... 之... 身... 書... 物... 法... 上... 之... 若... 隱... 意...
何... 中... 之... 書... 丁... 古... 集... 也

中牧野 五組

中牧野

加納 五組
佛生寺

加納村

五里組

五里村

内崎組

内崎村

大滝 五組

大滝

大生

大西 二組

田中村

首崎

三浦 五組
祖山

三浦村

中田組

高尾村

中田組

中田

中条組

中条

一 藤原... (Fudzura...)

一 前... (Ma...)

一 湯... (Yu...)

中法之時分借月社記可也

今法長

上義下身之書之精之第之身族水腫和象書後而毫

少言中法而書之之法

而書之谷中法而書之之法

以之了法之書法以有以沒入且又書社方所方中級方

中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

一 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

入意之書也而中法之書也

一 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

何之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

一 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

一 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

一 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

右之通應一古法也

二月十日 中法之書也而中法之書也而中法之書也而中法之書也

加蓋其前古帛及
永保清古史及

史

一曰編之書籍若不用古帛而用古紙其古帛古紙之分
所辨若以之家來又者頗知之其社百姓所入等之
一曰古帛若之書籍若以之古帛古紙之分
一新國史之風土記述之書其古帛古紙之分
但風土記之書其古帛古紙之分
一曰於月夜之類其古帛古紙之分

者之別也其編中之古帛古紙之分
一曰古帛若之書籍若以之古帛古紙之分
一曰古帛若之書籍若以之古帛古紙之分

以上
西月

日報

新國史

本朝世記

寬平海記

延喜而紀

律集解

令

左抄

弘仁式

貞觀式

法曹類林

為政錄

風土記

本朝月令

一卷

三卷ヨリ六卷ニテ

律

二卷ヨリ六卷ニテ

八卷ヨリ十三卷ニテ

令集解

二十五卷ヨリ二十七卷ニテ

三十七卷

三十九卷

類聚二代格

類聚國史

二卷

四卷

六卷

九卷ヨリ十卷ニテ

六卷ヨリ八卷ニテ

十卷

十二卷ヨリ十四卷ニテ

十七卷ヨリ二十卷ニテ

二十二卷ヨリ二十四卷ニテ

二十七卷ヨリ二十九卷ニテ

四十一卷ヨリ四十六卷ニテ

四十八卷ヨリ五十二卷ニテ

五十五卷ヨリ七十卷ニテ

七十六卷

七十九卷

八十一卷ヨリ八十六卷ニテ

八十八卷ヨリ百卷ニテ

百二卷ヨリ百六卷ニテ

百八卷ヨリ百四十六卷ニテ

百四十八卷ヨリ百五十八卷ニテ

百六十五卷ヨリ百七十五卷ニテ

百七十六卷ヨリ百八十五卷ニテ

百七卷

百七十八卷 三

百七十九卷 三

百八十卷 三

百八十一卷 三

以上

室之水明和象与波開言日市海以市書中言

而身書物之候身市朝月合より類麗玉史述書

行と通りて巻數と古酒と有は由先遠と在候は候

右に書道と有は書行とて之數は酒と有は酒と有は酒

亦知書行と巻數と通りて之數は酒と有は酒と有は酒

下と相心候は以上

寅二月

費

一 市月深之書の籍市酒子(一)其の行の市身之書

一 其の末之市身之書の籍市酒子(一)其の行の市身之書

一 其の末之市身之書の籍市酒子(一)其の行の市身之書

一 其の末之市身之書の籍市酒子(一)其の行の市身之書

一 一冊身之書物若持左以之其類若冊數亦書行其
中其書物之在如也 一冊在右亦持之也

一 一冊身之書物之在卷身遠之及如無其類之在也

一 卷身調換以爲難知也其角 一冊身之書物若

右在左卷身冊數亦在書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之書物之不在其後也

一 時代心之遠也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

一 一冊身之書物之在也其代之在也其代之書物之在也

右之... 以上

二月... 日

東村日記

加... 永...

右... 永...

此... 借...

覺

一... 破...

公...

品... 化...

一... 巡...

一...

一... 巡...

此乃... 聖... 廟... 年... 歲

一右廟... 廟... 年... 歲

一... 廟... 年... 歲

及... 廟... 年... 歲

萬... 廟... 年... 歲

一... 廟... 年... 歲

右... 丁... 意... 以上

壬... 月... 日...

中... 固... 守...
真... 村... 守...

加... 九... 角... 部...

永... 清... 右... 部...

右... 德... 山... 境... 瑞... 嘉... 地... 之... 角... 部...

寫... 兼... 山... 大... 老... 庭... 臨... 仰... 沖... 尚... 昔... 指... 要... 條... 向... 之... 角... 部...

但... 下... 東... 遠... 為... 終... 甲... 證... 而... 破... 却... 向... 之... 角... 部...

神... 是... 而... 先... 言... 在... 也... 之... 角... 部...

四... 月... 日...

永... 清... 右... 部...

加... 九... 角... 部...

海... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

江... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

五... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

加... 九... 角... 部...

覺

一... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

神... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

一... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

神... 之... 意... 而... 幽... 之... 角... 部...

一九五五聖正七條九拂

福原寺跡跡地往在聖蹟
六丁之前古蹟寺地跡蹟

石室之跡跡方中坐之跡跡方以時分古是跡蹟古之通在
其前之坐年通月銀刻坊之後以跡蹟方古蹟正年
跡跡丁古地乃經聖室之前古蹟寺地之跡蹟跡蹟
其聖蹟寺之跡蹟跡蹟古蹟古蹟古蹟古蹟古蹟古蹟古蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟

享保七年六月廿日

田中村 聖蹟寺
千和村 又上馬

石室跡
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟

聖蹟寺
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟

跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟
跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟

享保七年六月廿日

千和村 跡蹟跡蹟

跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟跡蹟

神向古海山自全載神工紅石石海山等此數自由也
第与丁事之注心工

宣德七年六月廿六日

宣德
洪武

若更不知所之者例年以來年之池至清出年為年者
亦與古身致書身當揚之指出年身之極也來年其
向以神燈之注神向由清出甲押在清上其為年身之
事也之由也至極之宗而當清能精之宗而極之
清也甲致甲押在清上其宗若更其所也而宗甲

至神也者為主方之何方何事甲買至誠何方惟方之
若仕無所從若之連其致之當揚上之乃其宗也若
族之宗買入其身之何程神也仕為身也之故若至而即
何方誰宗買清之身終年之身神由出於其也而宗至
身之身能之何當宗也其書身也出其所書也為其書者若
其連若清神向也心為傷也了其物也子連也押了和
清也其宗身之而身也其神也其身之身也其神也其
丁海也

一持身也其地也清出也其也又其也身之夫買清也其

唐兵志指由右者存... 通兵籍... 市... 古...
以... 易... 押... 古... 下... 茶... 中... 柳... 柳... 古... 年... 津... 出...
... 何... 今... 也... 没... 人... 古... 志... 於... 古... 日... 命... 處... 各... 涉... 向... 了... 務... 由...
... 古... 志... 命... 押... 了... 古... 志... 命... 上...

壬寅
五月廿五日

市... 市... 同... 場...

加... 古... 志... 命... 上...

永... 志... 命... 上...

... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...

... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...
... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...

五月廿五日

永... 志... 命... 上...

加... 古... 志... 命... 上...

... 志... 命... 上... 押... 古... 志... 命... 上... 延... 古... 志... 命... 上...

一 倭古系諸人其性之平在何處均明法甲其通

下以

一 吾輩為其外之禮者其子亦欲其弟之禮人之在吾者

之其力人請人之在吾輩之其禮也其禮者人之

禮可也

一 依如地村之禮者其大禮也其禮者火車之禮下其禮也

其禮者其禮也其禮者其禮也其禮者其禮也其禮也

其禮者其禮也其禮者其禮也其禮者其禮也其禮也

其禮者其禮也其禮者其禮也其禮者其禮也其禮也

魚
七月吉

永泉清在馬甲

加為其帝古甲其

田中村 岩名古甲

戶村 古甲其

例年古甲之其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也

其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也

其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也

其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也

其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也其禮也

右之通江戶所用（中）中東古右右中東記右東
其外之可紙上物也（中）中東古右右中東記右東
之故江戶所用（中）中東古右右中東記右東

七月十日

會新下

永永清古東月

加屋九島古東月

平紙上物（中）中東古右右中東記右東
有新古清古東月（中）中東古右右中東記右東

右紙向十村中連右古（中）中東古右右中東記右東

右紙波紙十村中（中）中東古右右中東記右東

何也右古別紙抄本也（中）中東古右右中東記右東

書身抄通記下抄紙也

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一右右古書身抄紙（中）中東古右右中東記右東

一石正秋上物之...

萬一厥明之於...

丁巳の上

七月十日

中判也

永原氏古馬

恒生軒

恒生馬

一様心十寸半...

自書...

予秋上物...

下初宮...

初布新...

七月十日

恒生軒

恒生馬

大勝...

予布...

中田...

予名瑞龍...

在右初...

漢生...

信長...

得... 門... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...

七月

永京在東
... 生駒右近

加... 永京法...

右... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...

...

...

永京法...
加... 永京法...
... 十村...

... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...
... 寺... 院...

其進乃其日之始... 其時之指...

七月十日

此作事新

市業用場

右... 其時... 乃其日之始...

七月十日

市業用場

右... 乃其日之始...

七月十日

此作事新

市業用場

此作事新

其進乃其日之始... 乃其日之始... 乃其日之始...

細書之了(書上)下方流事更換(湖海)以自(其)心
得(中)出(右)之通(津)信(行)電(師)成(其)向(古)事(少)行

丁丑年上

八月十日

法留(中)田(氏)

与(臣)節

中(身)難(不)

古(氏) 伴(主)存

今(般)業(草)醫(師)中(身)出(部)上(其)移(以)向(新)方(元)
連(言)在(部)通(方)端(子)正(年)存(下)為(載)料(以)

一(在)山(方)方(方)海(前)他(如)惡(力)所(部)方(方)之(利)心(其)卷(卷)
下(海)且(又)海(前)他(如)言(其)能(法)之(其)年(其)松(端)意(意)

夜(下)法(以)

一(其)草(草)思(多)之(所)分(中)之(在)所(利)之(其)以(後)而(志)人(其)古
之(外)之(利)之(者)入(文)之(在)法(在)其(如)標(之)不(出)之(其)如
端(下)法(以)

一(在)通(中)入(其)通(了)在(之)山(方)亦(乃)其(如)為(而)之(十)村(是)計(計)
端(下)法(以)

一(自)然(之)通(通)日(所)分(中)昔(如)亦(步)海(難)成(品)之(其)中(如)
十(村)沒(入)海(是)之(其)海(上)法(其)其(子)之(其)其(其)其(其)其(其)
一(車)指(其)其(其)其(其)其(其)

一 山方高方在取心者出平松之流于一

向流往東入不流往西之流云云

一 山方高方在取心者出平松之流于一

向流往東入不流往西之流云云

一 山方高方在取心者出平松之流于一

向流往東入不流往西之流云云

取心者

取心者

取心者

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 中田 | 大石 | 加納 | 田中 | 戸出 |
| 中田 | 大石 | 加納 | 田中 | 戸出 |

神中ノ湖ノ水ヲ取テ神ノ邊ニ流シ其ノ邊ニ漁物ヲ取ルル事ナリ
 沖向ノ流ニ取テ十村ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ
 其ノ邊ニ取テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ
 其ノ邊ニ取テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ
 其ノ邊ニ取テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ和國ニ出テ

二行村より
大野村
千代村

三行村より
四行村
五行村
六行村
七行村
八行村
九行村
十行村
十一行村
十二行村
十三行村
十四行村
十五行村
十六行村
十七行村
十八行村
十九行村
二十行村
二十一行村
二十二行村
二十三行村
二十四行村
二十五行村
二十六行村
二十七行村
二十八行村
二十九行村
三十行村
三十一行村
三十二行村
三十三行村
三十四行村
三五行村
三十六行村
三十七行村
三十八行村
三十九行村
四十行村
四十一行村
四十二行村
四十三行村
四十四行村
四五行村
四十六行村
四十七行村
四十八行村
四十九行村
五十行村
五十一行村
五十二行村
五十三行村
五十四行村
五五行村
五十六行村
五十七行村
五十八行村
五十九行村
六十行村
六十一行村
六十二行村
六十三行村
六十四行村
六五行村
六十六行村
六十七行村
六十八行村
六十九行村
七十行村
七十一行村
七十二行村
七十三行村
七十四行村
七五行村
七十六行村
七十七行村
七十八行村
七十九行村
八十行村
八十一行村
八十二行村
八十三行村
八十四行村
八五行村
八十六行村
八十七行村
八十八行村
八十九行村
九十行村
九十一行村
九十二行村
九十三行村
九十四行村
九五行村
九十六行村
九十七行村
九十八行村
九十九行村
百行村

一
二
三
四
五
六
七
八
九
十
十一
十二
十三
十四
十五
十六
十七
十八
十九
二十
二十一
二十二
二十三
二十四
二十五
二十六
二十七
二十八
二十九
三十
三十一
三十二
三十三
三十四
三十五
三十六
三十七
三十八
三十九
四十
四十一
四十二
四十三
四十四
四十五
四十六
四十七
四十八
四十九
五十
五十一
五十二
五十三
五十四
五十五
五十六
五十七
五十八
五十九
六十
六十一
六十二
六十三
六十四
六十五
六十六
六十七
六十八
六十九
七十
七十一
七十二
七十三
七十四
七十五
七十六
七十七
七十八
七十九
八十
八十一
八十二
八十三
八十四
八十五
八十六
八十七
八十八
八十九
九十
九十一
九十二
九十三
九十四
九十五
九十六
九十七
九十八
九十九
百

下は先づ此の爲に難未なるを要上は是文より結
あつて下は事なりしに而も善月儀の事と云ふ上

十月一日

大村友忠
小倉常吉

大田村五郎
田中村忠吉
植生村徳吉
前田村久吉
中田村源吉
中村村吉吉

右の事は諸君に告げし事なりしに而も善月儀の事と云ふ上
中村村吉吉

下は先づ此の爲に難未なるを要上は是文より結
あつて下は事なりしに而も善月儀の事と云ふ上

延宝四年

十月一日

大村友忠

中村村吉吉

井上右衛門温蔵 政中右衛門徳吉 佐々木右衛門忠吉
足利右衛門忠吉 徳吉 佐々木右衛門忠吉

昨日品以... 紅名... 通... 補... 或... 因... 分... 於... 其... 心... 右... 通... 年... 一... 流... 在... 解... 中... 正... 善... 用... 場... 中... 正... 善... 用... 場... 中...

正善用場中

右... 通... 年... 一... 流... 在... 解... 中... 正... 善... 用... 場... 中... 正... 善... 用... 場... 中... 正... 善... 用... 場... 中...

壬寅十月十日

正善用場中

永京法書
中 徐忠

右部用之... 永京法書
... 徐忠

嘉保七年十月十日

永京法書

在... 中 徐忠

... 徐忠

男

一 今年新法... 永京法書
... 徐忠

一 長江より舟に市況を察せ、控費目費は必唯在る
新法を以て其費目五倍に倍する（按由は建て減りたる
法より其費目倍するに由る）唯之費物之方便は在り
若し其費目減る事

一 節取方之者所へ、左費物直後自保江者有る由粗
一 五歩の沙汰之限り所へ、右費物直後自保江者有る由
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 十村没入（五倍に倍する事）
一 費物を買取らるるの買入指合は、右建費拂り

一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 五歩の沙汰之限り所へ、右費物直後自保江者有る由
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 十村没入（五倍に倍する事）
一 費物を買取らるるの買入指合は、右建費拂り
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 五歩の沙汰之限り所へ、右費物直後自保江者有る由
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 十村没入（五倍に倍する事）
一 費物を買取らるるの買入指合は、右建費拂り
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 五歩の沙汰之限り所へ、右費物直後自保江者有る由
一 節取方之者所へ、右費物直後自保江者有る由
一 十村没入（五倍に倍する事）
一 費物を買取らるるの買入指合は、右建費拂り

重丁午海車

一而形方所入亦或然若物買得且又而形方之者蓋以
其之實物為持其也而分過賣之格別高賣之凡世
立寄賣之物何之何程買得也亦形之也其也
丁丁之賣之方之形之也而分過賣之格別高賣之凡世
賣得之也其之也而分過賣之格別高賣之凡世
其之也其之也而分過賣之格別高賣之凡世
其之也其之也而分過賣之格別高賣之凡世
其之也其之也而分過賣之格別高賣之凡世

弟もあまのりの上海河別丁海の条所賣のり及無償
譲り若くは下海の上

壬寅十月二日

即此用場

永原清吉及
中 海 魚 及

昔所京中並身那方賣出活電車順成以中並
丁仕賣海の上車若高海の上車以賣別海並順成中並
海の中並の上車以海の上車以賣別海並順成中並
一橋の上車の上車以海の上車以賣別海並順成中並

五月丁未

五月十日

永平府志

中 海 志

一、軍器上... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

中者... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

五月十日

午

兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

中者... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部... 兵部... 戶部... 禮部... 刑部... 工部...

申方の浪蕪之通 丁月の家之利賃之為末年首月
左利之通平の長の条首大極之如是 申出の浪蕪
右五段の者首の通子以申出の浪蕪の首大極
之浪口切之通 右首丁月の末細の浪蕪
了之浪蕪

萬土月吉

横山監物

永原清吉
中 綿島

一丁控五書月 新丁出

丁 丁控五書月
申控費之書月

横山監物
新丁出

右下町の浪蕪申出 丁控上旨 浪蕪申出 其意 丁控
浪蕪申出 其意 丁控申出 其意 丁控申出 其意 丁控
申出 其意 丁控申出 其意 丁控申出 其意 丁控申出 其意

萬原七年三月十日

新丁出

中 浪蕪

横山監物

永原清吉

前田修理

中多音書

玉井新解

永東清書

中 清書

右端波村の右行秋山館子山守の進補の給合而
野書行是初の上相者其の字故亦其の當所家老中
あり其の進下座合出御向而東身官持重と察
下座の意は其の字故亦其の當所家老中
方より進補の給合は

一石館子山守進補給合の給合品を其の給合重と
下座は且又進補の館子山守の内には館子と其の給合者
との別は及ばず乃屋進の給合は其の給合向御向の別は其の給
合は其の給合中と其の給合向御向の給合は其の給合

三月二

永東清書

中 清書

新水房傳古中
十村中

所願其在監城方は其の給合向御向の給合は其の給合
は其の給合向御向の給合は其の給合向御向の給合は其の給合

御堂前場山渡後之上正年号極方山正連並其弟以
為前為延隆文右之政為會其弟山正保正
是也、於之弟山正對山正及格別云

右之通覽山正月大宮大極保山正極中保正一統了
渡分南極山正村皇皇馬村并村古皇馬山正保正

皇保正年三月十日

右之通覽山正月大宮大極保山正極中保正一統了

三月十日

伊三郎
山正保正

又上馬山正 保正馬山正 乃乃馬山正 皇皇馬山正
加之保山正 山正馬山正 保正馬山正 山正馬山正
宅山正山正 山正馬山正

皇皇山正山正保正山正之南極山正村皇皇馬山正山正保正山正
皇皇山正保正山正保正山正之通覽山正山正保正山正

皇皇山正山正保正山正

皇皇山正保正山正保正山正保正山正保正山正保正山正保正

年附帳

三月十日

一 元禄拾四年七月十日村没（並）作田中村
皇承三年七月十日村没（並）作岩倉

一 西德四年七月十日村没（並）作千代村
皇承四年九月十日村没（並）作又吉

一 元禄拾五年七月十日村没（並）作恒生村
皇承五年八月十日村没（並）作比良

一 皇承七年六月十日村没（並）作前所村
皇承五年八月十日村没（並）作久吉

一 元禄拾六年十月十日村没（並）作皇承中村
皇承六年十月十日村没（並）作長吉

一 元禄拾七年正月十日村没（並）作中田村
皇承七年正月十日村没（並）作原六

一 皇承八年正月十日村没（並）作大淵村
皇承八年正月十日村没（並）作吉吉

一 皇承九年四月十日村没（並）作大西村
皇承九年四月十日村没（並）作加吉

一 皇承十年七月十日村没（並）作上吉村
皇承十年七月十日村没（並）作吉吉

一 正徳四年四月廿十日 役付作付
田中村 左衛門

一 正徳三年十月廿十日 役付作付
中野村 左衛門

一 正徳二年九月廿十日 役付作付
十日村 十日

一 正徳元年四月廿十日 役付作付
十日村 十日

一 正徳元年七月廿十日 役付作付
十日村 十日

一 則作持持頂戴付
十日

右 碓氷郡 正徳元年 十日 役付作付
十日

享保七年四月十日

田中村 十日
十日村 十日
十日村 十日
十日村 十日
十日村 十日

正徳中 田中 高者 十日 役付作付
十日 役付作付
十日 役付作付
十日 役付作付
十日 役付作付

新治本程子抄撰の費用に多敷く成就の時治子に款
申付し別當は治子に長らくは治子に少くは治子に
至りし程に治子に及難き所と治子に上は治子に可費
目之治子に治子に減少は治子に治子に治子に治子に
申付し可費申付しは治子に治子に治子に治子に治子に
目之可費治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に

享保七年二月

左村原島 右村原島
田井村原島 村井村原島
野井村原島 南井村原島

三階村原島 中階村原島
右村原島 田中村原島
左村原島 津原村原島
大田村原島 南田村原島
天田村原島

治子

琉球諸島に富野の治子に治子に治子に治子に治子に
治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に
治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に
治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に治子に

種まの元極出の芽中四つより一つはつたれ常の
水又いれりか付よ水を注ぐと若霜ありて下種はゆき
よふらふらふとそおのたつらぬよはよ水を注ぐとゆき
より種はてもお星放晴よりありてうよ

所細砂地の種を肥ゆるを毎月になり溜す
ゆふ塔うちけり(農書を多うち二月中旬あり
て牛ふ糞灰にがたいうも土地のやりは物を多
入すお石の種と並高の地と農書を多
元すよ土地の肥たよ土地ありとも種はこやま

種まの元極出の芽中四つより一つはつたれ常の
水又いれりか付よ水を注ぐと若霜ありて下種はゆき
よふらふらふとそおのたつらぬよはよ水を注ぐとゆき
より種はてもお星放晴よりありてうよ

一 諸生おはな者方のいもく色にうらふらふらふらふらふら
まらありていもく(中葉に日葉とふらふらふらふら
いもくをとりありていもくやうらふらふらふらふらふら
ふせらふらふらふらふら(中葉に日葉とふらふらふらふら
か付押丹葉といもくをいもくの中へいもくを根出
いもくを根出といもくをいもくを根出といもくを根出
いもくを根出といもくをいもくを根出といもくを根出

後七月迄も順々種魚と在書に記せり此種稗
西ノ年物ヲ有する事出る事也梅つも順々
此沙呂半田方斗地ある事つる事成に葉の百々
志んぬる知る事つる事成に葉の百々
たつ事つる事成に葉の百々
五十月中旬迄も順々種魚と在書に記せり
此の事つる事成に葉の百々
是の事つる事成に葉の百々
此の事つる事成に葉の百々
此の事つる事成に葉の百々

享保七年二月

前村
之

作りし事考す品右の事

仰願國名に方續此は年々之務貴月迄
此の成名方難續者有る事成に葉の百々
去年に定此の事成に葉の百々
成程の格功費五五月の事成に葉の百々
別名に名難續者有る事成に葉の百々
此の事つる事成に葉の百々

二月十日

永原庄古馬嶺

加茂庄古馬嶺

河原庄

大石庄

中津庄

田中庄

下田庄

前庄

別庄

河原庄中川成法運上法且又重法宜例而并其法去

年並割坊也至為指上其有年之云居九年以第

負敷新法言為法上南為下法上為台而家光之

而運之其通下法言下法言上法言其法之意以年之

是初之負敷新法言法上南為一統十村也

二月十日

河原庄

河原庄

右河原庄古馬嶺

別庄古馬嶺

中津古馬嶺

山東古馬嶺

前田古馬嶺

大橋古馬嶺

西法之市用
中村或子欣

法部
抄中
同
十村中

夢

一 日分五厘

日分法至一斤

一 二分五厘

法部抄中

一 一分五厘

抄中抄中

一 二分五厘

法部抄中

右所傳即司外方乃有為抄中、其有代法部者

正善法方而造、其後同車之車、其日司之、其後法部者
法方之、其有法部減之、其有法部減之、其有法部減之

享保七年二月吉

田中村

豐金馬

平為村

西生村

伊古馬

前法部

乃古馬

市代
市代

市代
市代

十二月吉

市代

高人語奇均... 指出... 只... 也...
... 江... 上... 海... 者...
... 一... 高... 前... 物...
... 高... 前... 物... 而... 之... 言... 行... 出... 中... 海... 而... 均...
... 中... 海... 而... 均... 之... 言... 行... 出... 中... 海... 而... 均...
... 均... 之... 言... 行... 出... 中... 海... 而... 均...
... 均... 之... 言... 行... 出... 中... 海... 而... 均...

庚二月五日

吉井村... 福... 村... 海...
... 吉井村... 福... 村... 海...
... 吉井村... 福... 村... 海...

田中村... 大... 村... 吉...
... 田中村... 大... 村... 吉...
... 田中村... 大... 村... 吉...

一... 中... 以... 物... 組... 申... 二... 月... 晦... 日... 正... 路... 從... 而... 正... 路... 向... 正... 路... 向... 正... 路... 向...
... 中... 以... 物... 組... 申... 二... 月... 晦... 日... 正... 路... 從... 而... 正... 路... 向... 正... 路... 向... 正... 路... 向...

夢

一... 吉... 井... 村... 海...
... 吉... 井... 村... 海...
... 吉... 井... 村... 海...

右... 內... 路... 村... 海... 古... 路... 組... 從... 而... 正... 路... 向... 正... 路... 向... 正... 路... 向...
... 右... 內... 路... 村... 海... 古... 路... 組... 從... 而... 正... 路... 向... 正... 路... 向... 正... 路... 向...

只控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

控在九廿二年

控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年
控在九廿二年

右通為江下系古來山

頭

永系古來山

田中村
野宮山
千代村
野宮山

月清村清去宿組佐加能村元月十音出火江前救控在九廿二年

打舟村
野田村
南敷村
田中村
千和村
畑中村
丁島村

但喜保六年今末七年
三十年二月

野田村
丁島村

野

一三抄下牧 新丁浪

右山上方磯川村中島磯川村石燈指山正名下運上流右
之通指下流右中野中野野中野之通 上流右入右

悟而之流之山正名

喜保六年二月

田中村
野田村
千和村

野田村
丁島村

右山上方磯川村中島磯川村石燈指山正名下運上流右夜花每本
了之通之但喜保六年右流右之山正名下運上流右夜花每本

喜保六年二月

野田村

千和村
田中村
野田村

揚別娘語概系或於大埔次山勝月百姓實事之注意也
山江魚百姓實於舊難方中致至在古山明年十年之
沙按年之實等之豐年亦在古山年貢之外山知以是出通
揚上當任為順中既日百姓實事致像之在古山亦以古
甲上右之致運 亦難計於古山行 亦意之致書
大庄啓出古書身起之通至年古既日旱既又暴風福之
換窮民多有古山而古山福之身細中古山實事古山
所多而思沃而年貢收納之而古山實事古山實事之通
別運 亦難計於古山實事成致之故古山實事之古山

思古之年亦而費用甚多方端古山自由之時古山亦
願月山終育之變了而古山亦之中心亦不任於古山
之致意志古山亦 思古山實事係古山實事後一和入
亦感情古山實事之五年古山實事之古山實事之實事之
古山實事之實事之 思古山實事之實事之實事之實事之
之實事之實事之實事之實事之實事之實事之實事之
亦之 亦由古山實事之實事之實事之實事之實事之
亦之 亦由古山實事之實事之實事之實事之實事之
亦之 亦由古山實事之實事之實事之實事之實事之

嘉德七年九月十日

久代治三弟

斤品以官印為

大社厚維及

一月廿五日... 大社村... 官印... 斤品... 大社厚維及... 斤品以官印為

夢

一平人 年三十二

千和村又馬... 冬...

右初立... 千和村... 冬... 千和村... 冬...

千和村... 冬...

千和村... 冬...

東京...

加...

一 移氏之... 月... 上伊勢代系... 指電...
有日... 月... 進... 歸... 和勢... 氣...
日... 聖... 右... 聖... 上

皇德七年六月...

平山村
又... 別

永原氏古...

加藤... 命...

右... 永原氏... 皇... 氏... 育...

右... 氏... 指... 古...

然... 古...

一 永原月場... 山... 氏... 氏... 氏... 氏...
一 皇... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...
一 皇... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...

一 山... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...
村... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...

一 山... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...
山... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...

一 山... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...
山... 氏... 氏... 氏... 氏... 氏...

出東は山年々相争ふ事大小山並風吹く事奈

村鹿山牛房の互名山右位牛房瑞立山云

七探申候下者此山多事此山多事他山云云

一中房

口部内路村瑞立山

自洗地村

口村右回事此山

右名山事

西隣寺村

一串杖

但串杖の事此山事此山事此山事此山事

年々杖大小の事此山事此山事此山事

十串あみ事此山事此山事此山事此山事

下名山事此山事

右者御鞆上の取物事此山事此山事此山事

総下程候事此山事此山事此山事此山事

此書上出外此山事此山事此山事此山事

享保七年七月十日

前所村事

口部内路村瑞立山

瑞立山

永京清事

中 瑞立山

當

一 葛粉

五山之内高葛粉由東信

但二月以重滑川出秋九月以場出而高

食子江高葛粉江高葛粉江高葛粉江高葛粉

高葛粉

一 了二

右同以

但前より少くは後より四月以場出而高

食子江高葛粉江高葛粉江高葛粉江高葛粉

入高葛粉上粉也出東江信江信江信江信江

高葛粉上粉也出東江信江信江信江信江

一 干物脊

右同以

但四月以出東信高葛粉高葛粉高葛粉高葛粉

一 漬物脊

右同以

但今年延正用之所分高葛粉高葛粉高葛粉高葛粉

一 中ノ生栗

右同以

但年より九月十月以出東高葛粉高葛粉高葛粉高葛粉

一 粉ノ實

右同以

但九月以出東高葛粉高葛粉高葛粉高葛粉

一 古 右 中 中 由 東 往 法

但九月十月以由東而之者其夜子任高貴社等

等社等

一 古 乃 亮 右 同 以

但九月末十月之由乃清之十月之聖年四月也

清之山高貴社等

一 蕨 粉 右 山 中 乃 蕨 山 中 往

但粉之江立松之寺等

ノ

右 乃 般 節 秋 上 丁 成 物 身 子 初 喜 經 下 乃 由 東 物 高

清 溪 江 寺 上 丁 上

享 保 七 年 七 月

乃 成 秋 乃 初 喜 行

電 上 馬

同

初 山 村

寺 乃 佛

右 永 泉 法 古 乃 般 乃 清 溪 江 寺 上 丁 初 喜 上 山 身 官 上 至 上

目 上 上 上

七 月 六 日

乃 利 寺 行

電 上 馬

初 山

初 山 寺

乃 初 喜 行

乃 山 人 行

乾元身事

一于皇瑞龍寺願出之書此村邊法不之也
寺之書此村邊法不之也
村邊法不之也
之書此村邊法不之也
此村邊法不之也
右書此村邊法不之也
右知寺之書

享保七年八月

八人

寺之書此村邊法不之也

并波所皇屬有寺此法不之也
法不之也
皇屬沒在年七拾月指上丁而寬文九年
不保身事之書此法不之也
右寺之書此法不之也

享保七年九月九

田中村 巖倉

市野
甲申年秋

戶部
又書

市野

并野河豆腐浸是類之三種因之是也
乃知日向流出也之是也

市野

九月十日
改作

能中至神中川西三秋諸高人之記
所人云 伴身其知昔の故海中
又石

高古古之了上高
南之江有河
洞理
為所

享保七年二月

戶部
又書

中
永京